



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社エフ・ジェー・ネクスト  
代表者名 代表取締役社長 肥田 幸春  
(東証第一部・コード 8935)  
問合せ先 執行役員 経営企画室長 山本 辰美  
兼 業務部長  
電 話 03-6733-7711

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 35 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社は、本日付で別途開示しております「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 35 回定時株主総会でのご承認を前提に、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能を一層強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、今般、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により創設された「監査等委員会設置会社」に移行いたしたく、定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められることとなったことに伴い、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものであります。

その他、字句の修正及び上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (予定)

以 上

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第17条 当社の取締役は <u>10</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(任期) 第19条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設) <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第24条 (条文省略) 2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録を持って作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 2. (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第17条 当社の取締役は <u>15</u>名以内とする。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第19条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の任期は、選任後 <u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等) 第24条 (現行どおり) 2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録を持って作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 2. (現行どおり)</p>

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第29条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>監査役</u>の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p>第29条 当会社は、<u>監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第36条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	(削除)
<p>第6章 会計監査人 第40条～第42条（条文省略）</p>	第6章 会計監査人 第32条～第34条（現行どおり）
<p><u>(報酬等)</u> 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<u>(報酬等)</u> 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
<p>第7章 計算 第44条～第47条（条文省略）</p>	第7章 計算 第36条～第39条（現行どおり）

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
(新設)	<u>附 則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は、第35回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。